

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

414
外臺子解

外臺子解
竹園經

秘
無期限

総務参事官了
 北米才二課長
 国際機関第二課長
 参事官元
 北米才一課長
 参事官元
 法規課長
 アメリカ局長
 参事官元
 北米才一課長

沖縄外資問題 12712
 (各省担当官打合せ)

琉球政府からの外資申請書入手の
 ための話し日本政府の意見提示の方法

につき、4月14日外資分科会と関係協
 議、12713、~~新規外資申請書入手~~
 (事件)

(経路につき、総現府、通産省を中心として日本
 政府事務局を通じての意見が強くあった。
 沖縄)

(総現府は、本件の琉球からの申請書
 入手の点に、総現との関係と考慮あり)

GA-5

896 外務省

日本政府沖縄事務局の問題であること
 であり、通産省は、従来依然
 如米側と協議せし判断に依りて外
 資申請処理につき、二二洋行委員会
 を通じてとすべし。米側の意見を招くに
 依りては、却る問題とすべしとい
 う意見あり。——別添4月14日
 外資分科会記録参照)

以後、米側一統協会の通産省外資課長、
 通産省沖縄課長、電通省沖縄課長連
 絡室を連絡強化し、特産局加藤課長等
 等と話し、50別11米側の事情(特に
 沖縄現地、米商會会議、米議會節
 制)等を説明し、沖縄外資問題を

GA-6

外務省

取り扱ふ 4月24日 通商委員会の
通ふ上 認得した。

その由に於いて 総務府に於いては
本件申請書の入手に付て 沖縄事務所
に通知し 総務府と 種々の連絡に注意
せしむるが (入手経路に付いては 上記

次第あり 一応 pending とし (1) 総務
府に於いて 各々時々の申請書の 日本政府
に通知せしむる (2) 各々の通知 日本政府の
所する意見に 尊重するに付て 2月17日に

通知せしむる (3) 本件に於いては 総務
府に於いて 日本政府の申請書を 通知せしむる 異

存するに 日本政府の意見を 尊重するに
付て 2月17日に 通知せしむる 理由を示し 3月

20あり。
以上の経緯を 参考とし 4月24日 外

務省に於いて 担当官に於いて 折衝せしむるに
付て 2月17日 通知せしむる。

(出席者)

- 総務府 高橋参事官 宮崎洞室官
- 大蔵省 三宅参事官 (赤羽参事官)
- 逓信省 栗屋 外務省 坂本参事官
- 農林省 吉達 沖縄経済連 佐野 補佐
- 外務省 中比 佐藤 有比

記

1. 是日 新設通商外資の由題に就き、
 特使府より、徳外政府側は 申請書等も
 沖縄現地に於ける日本政府事務(山口潤吉)と琉球
 内外の商、通商問題の調査に於ては、
 報告あり、琉球側より、
- (1) 琉球政府への正式申入れは 未定あり
 上記の如し
- (2) 徳外政府の承認を
 日本政府から 14月以内の通知を以て
 するが、14月以内の期間が果して満了
 するが、14月以内の通知がなされる場合
 日本外務省は意見無しの処置に於ける。
- (3) 今般の字を送付するに於て、徳外
 には 500字が 1台1本、毎月 2-30
 (中には 500字を超える 金申請の字を以て
 して 1本以上の作業がある) 日本外務省は

是日 新設通商外資の由題に就き、
 特使府より、

出席者) 協定の結
 果 次々として 花南州の如きこと、
 (琉球政府側)

(1) 12月12日 特使府の由題に就き (20日頃
 下記2の条件に於ては、協定の結ぶに
 11月14日頃、協定の結ぶに、協定の結ぶに、
 (2) 12月12日、特使府の由題に就き、

場合 中商の 電報の連絡は 14月9

期以内の字に於て

12月12日 申請者から 申請書の全部を
 (郵送して) 徳外政府に、

12月12日、日本外務省に作成した 様式に
 照らし、

とす。 何れも、日本外務省に送付するに
 ついては 12月12日、

④ 通の通商名和 茂林高等の協議
1つ、何れも高軍の如く作るべき也。

2. 次は ^{新組申請書の} ~~新組申請書の~~ 経路
~~経路~~ の内題に於て、米地 (右隣 F)

(1) 是般の外資方針の、米の改革のさい
に 経路政府 - 日本政府 中 経路政府の如

~~経路~~ 米側を以て論じ、米地
~~経路~~ 米側を以て論じ、米地

経路に 米側は在中の如き 経路準備
に 連年事項に於ては 準備委員会の如

米地を以て之を以て、中 経路政府の如
から 経路に 米地を以て之を以て 米地を以て

米地を以て之を以て、中 経路政府の如
から 経路に 米地を以て之を以て 米地を以て

(2) 上記米地の判断は、

1) 外資内題の如く、日本向の立派事項
と在り、内題に於て、日本政府の

直接 経路政府と取引するに於ては 米
地を以て。

(2) 最近 益、米地に在り、在 中
米地を以て、米地を以て、米地を以て

米地を以て (特に 米地) とは、米地、米地
に 米地を以て、米地を以て、米地を以て

米地を以て、米地を以て、米地を以て、米地を以て
に 米地を以て、米地を以て、米地を以て、米地を以て

米地を以て、米地を以て、米地を以て、米地を以て
に 米地を以て、米地を以て、米地を以て、米地を以て

米地を以て、米地を以て、米地を以て、米地を以て
に 米地を以て、米地を以て、米地を以て、米地を以て

→、その長にも 米国外府として
本件の如き問題については 日本政府と

琉球政府との間の直接取引を認め
ておると、在沖米金業、米操員

等に与つた抑之が 定かでないが、
準備委員会の場合を以てして

在沖に在つた日本政府の動きは、
米政府と承知し、その立場を以

ておいて、

等々、甚しくもと思われる。

(3) 他方外務省としても、琉球に提出され
た申請書は最も早く入手し、それについて
^{9年}

日本政府の意見を以てして、琉球の意見
決定に反映せしめるべきの方策如何という

見地から 種々検討に及ぶ次第であ
るが、最近の 在沖米金業の動き及び

米操員の動きを以て、この外資(新
旧と云)の取扱いが、沖縄返還協定交

渉上 最も 取扱い ^{と云ふ(11)} ~~問題~~ 問題の一つ
として 可能性ありと判断はあり、その

見地から 在沖 ^{経路} ~~経路~~ の問題については
米国外府の 取扱い 押さへて 沖縄事

務所 - 琉球政府のルートに固執し、米
側の 不必要な 取扱い 買入は、~~非~~

^{経路} ~~経路~~ の問題として 準備委員会を通じて
になり 米国外府を 苦心させ、(先此)

同政府を以て 在沖米金業等、非合現
在 至極と 抑之すべき方向に 移す所

他方が得策と考へるに

(4) 本は将来の日米交渉の見地から中絶
後に沖野重洋氏—徳政府の4ヶ条

と1の場合半例がニールトに反対し続
けよ(半例がニールトに賛成する可能性

は少い)、ニールトは11ヶ条のセリルトに
なるあり、日本政府が条件毎に議決

に依る意見を議決に並列すれば(不
可能性は大きい)と知り、特許

日米交渉の由題と在る場合、半例と
の由を以て全く新在る由題と取り扱

わらるべきである。他方準備委員会を
通じて日本政府の議決に依る意見を

依るべき場合、将来日米交渉の内

日米交渉の個別条件毎に提す
した意見に依る。況

題と在るべきは、半例がこれを承認
し、この前提に立って他方の考へ

を主張するに依り、爾方にとつて
有利と考へるべきの7ヶ条のみと考へるべきと

等の場合は、寧ろ能くして他方を
承認する、与るべき、これを以て

と検討するべきである。

- 3. 結局案に1. 11ヶ条の議決の結果
- 及び 2. 11ヶ条の各条検討の結果は、

来日5月1日(金) 10:30 総政府の再
開議の折衝会を開催、その際

議するべし。

秘
無期限

経済省
総務参事官
北米第二課長
国際機関第二課長

条約課長
法規課長

アメリカ局長

参事官
~~北米第一課長~~

沖縄外資問題について
(外資分科会記録)

45.4.14
米北一

4月14日 総理府において 産業経済部
会 外資分科会を開催されたこと。

その際の議事要旨 下記のとおり 所答
を記す。(米北一、佐藤、有地、土等)

記

1. 総理府側 (加藤参事官、斎藤参事官、宮島
調査官)より、本日の臨時政府の討議提

示した別紙第1の「新規進出外資の事情処

現案」について、別紙第2 宛信による
臨時例反意について説明あり、今後

の交渉を協議した結果、結論として
別紙第1の案3項を「……臨時政府に

通知する」と改め、臨時例の
難色を平比「協議云々」の字句を削除す

るとも、沖縄事務所から臨時例修正
案を提示する際「臨時政府は日本

政府の意見を十分尊重するものと了解す
旨を申し述べた。

注、米北一(佐藤)、芝原、産業課長が
沖縄に出張の際 徳銀 福原氏に沖縄

外資委員会の内容 (本日の意見を尊重する
旨)と、通商手続は沖縄独自の事情でも

3) といふグループに含めたい等) につき述
べるところを説明、 従前の文書をつまび

ら どのようすといふ点も、 物/校端の体 財
財の立場を説明し 中絶外資委員会

の 気持を保持する努力を促すこと
と述べたが、 多面 諸政府の申請書

2) を 望み、 政府部内 検討の上 意見
を 伝へることも 早急に やすめたい 存在の

本記「努力」と 併せて 本へ 一 一 の 確定
を 進めることとす。

2. 新物外資進出の 取扱いは 同様の 申請進
程の 4) の 趣とす。 本此 一 統 裁 上

半例は USCAR の 趣を 得たい 趣
最終 意見は 出したい 趣。 本此 一 統 裁

合 っ て い る と い う こと 準備 書 を 通 し て 記 し
い の 趣 旨 が 誤 り ない こと を 説明 し

とす。 経 理 部 側 へ ⁽¹⁾ 準備 書 面 会 を 通
して 本 中 断 処 理 を 通 ぐ たい (本 此 一 統 裁

上) の 趣 旨 を 旨 反 駁) ⁽²⁾ 協議 権 を 本
此 一 統 裁 中 断 申請 書 の 趣 旨 を 通 ぐ たい

とす。 通 告 者 (西 山 中 断 申請 書) は
「 準備 書 を 一 一 通 ぐ たい 趣 旨 の 申請 書 の 趣

旨 を 通 ぐ たい 趣 旨 の 趣 旨 を 通 ぐ たい 趣 旨
とす。 本 中 断 申請 書 を 通 ぐ たい 趣 旨

旨 の 趣 旨 を 通 ぐ たい 趣 旨

3. 今後 の 本 中 断 処 理 の 外 資 委 員 会 の 趣 旨
に つ き 本 此 一 統 裁 上 趣 旨 の 趣 旨

は 「 経 理 部 側 へ 報告 した 」 と す

加方省から、ストレートに意見を総務
府経由 統政に伝達するということ、

対統政課、親善会からの判断を加味し
日本外府部内の 総合調整を行うこと、

部会や専断加有(有)の体制にかつ親
しく、 総務府例より「総務府本部」

ということでは当然 各省部会への調整を
前提として行うこと。

4. 在任の回連し、統政の 統政の人事
交流の方向性を、 総務府例より

日本外府からは 専断補佐レベルの 人を統
政局長の補佐官として 特別 統制 執行

外、内務省を 送り出すこと、 内務
は 統政から 日本外府に 送り出すこと、

何かという思いあり、 二つの困難を内
廷にありと答えた。

秘

別添
ヤ
ー

沖縄に対する新規進出外資の事務処理について(案)

45年2月

特 達 届

1. 琉球政府は、申請書が提出された場合には、その写を日本政府沖縄事務所を通じて総理府に送付することとし、総理府は、すみやかにその写を関係省庁あてに送付して検討を依頼する。
2. 関係省庁は、当該申請書写の内容を審査の上、総理府に対し意見を述べるものとする。
3. 総理府は関係省庁の意見を基にし、必要があるときは外務省と調整の上、日本政府の意見を日本政府沖縄事務所を通じて、琉球政府に通知し、その取扱いについて協議する。
(注) 琉球政府に通知する(琉球政府の意見を基に) 331(注)
4. 総理府は、日本政府の意見を琉球政府に通知するにあたり、適宜、沖縄復帰対策各省庁担当官会議産業経済委員会に報告する。
5. 上記3.の通知は、原則として申請書等を総理府で受理した後1ヶ月以内に行なうものとする。

(注) 本件については、米側の了解をとるものとする。

総 理 府

(経済局) 下 12月15日付 米中交渉 法相御電
 アジア局長 答書言 米中交渉 多田事務官
 42
 1.

59
 経済局
 下 12月15日付 米中交渉 法相御電

琉球政府からの外道関係申請書
 の写しの入手 ~~1~~ 1-7112.
 45. 5. 8. 米中 - (佐藤)

琉球政府に提出される外道関係申請書
 の写しと入手し、琉球政府に付す申請
 の処理に日本政府の意見を反映せしめる
 方策につき、沖縄復帰対策各府庁連絡

担当官会議の外道分科会を中心し、主要関係
 省に於て総理府、通産省、大蔵省、農林省と

個別に協議して来たこと、各省とも、(1) 申請書
 の写しと入手経路と(2) 準備委員会

と通すこととしておぼしめし、(1) 日本政府
 へ、当該申請処理につき琉球政府に意見

を述べた場合、右の準備委員会の場合、米例に
 通報することと(2) もおぼしめし、(1) 但し。

詳細は致後 下記の資料を参照し、米例との相違点を明らかにし、打合しを要する。

個々の申請書の処理につき、準備委員会
 で議論することにするに付、~~米例~~ 米例との

相違点を ^{各省の} (議論についで下記に
 詳述) 但し、最終的には、次回の外道分科会の席上
 討議することとする。

1-2. 次回の外道分科会の席上、申請書
 の写しと入手経路につき、~~米例~~ ^{下記10条}

の案を提示し、その旨を取りつけた上、早急
 に米例に提示することとした。

一方、このこと、総理府から日本政府沖縄
 事務所(現沖縄事務局)と(2) 琉球政府

へ行つて来た本件関係 ^{米例} 結果、
 琉球政府は、(1) 日本政府に対し、申請書
 の写しと入手経路と、及び(2) 1ヶ月以内、^{当該申請書}
 内府の日本政府の意見を提示することの場合

琉球政府付 3

には右意見と出来のりけ尊重する。(但し、当該申請の処理にかゝる琉球政府の意見と

日本政府の意見とが異なる場合には、~~右意見~~日本政府の意見と調整することを希む

事とす。 (注) 二〇日付拒否(2113)の2条につき同意している。(注) 二〇日付通産省等に対する不協定案の件
の。 総務府付。 二〇日付琉球政府に対し
なっている。

また、事件問題にかゝる右半側は提示(2月4日付案(附条))にかゝる。一。

半側の同意を得ている。下記2通り事情により、事件案文には若干修正せざるを得ず。

二〇日付。 佐藤氏。 在米米國大使館に、この書記官に、国内内務省の考案ととも、~~送明~~
~~根拠~~

している。(注) 各府に付(208)事件2月4日付事に対する事案付版に於(226)。

4

記

1. 琉球政府の申請申請書等が入手及びその処理にかゝる。(案)

(1) 琉球政府の申請申請書を受領した場合は、直ちに、その案を1部は、

準備委員会の内務省付、同委員会の日米政府代表事務所に送付する。

(2) 日米政府代表事務所は、右等に入手の上、直ちに、その案を外務省に電報する

及び沖縄地方対策庁沖縄事務局(以下中絶事務局)に送付する。

(3) 外務省は、上記(2)の電報入手の上は、直ちに、その案を、総務府及び外務省令科会

の措置を以てする大蔵省、通産省、農林省

及び公正取引委員会に送付する。ととも、

申請申請書等(案)に入手の上は、右と直ち

1. 対策庁に送付す。

(4) 対策庁に申請書写し入手し直す。
(^手具体的には、外務分科会)

^手作成の上、外務分科会へ入付たす
各府庁に各1部送付す。

(外務分科会)

(5) 対策庁に当該申請処理に因り関係
各府庁の意見と~~準備委員会~~取りよめの上、琉球政
府の申請書入手の日より1ヶ月以内

右意見に沖縄事務局を通じて琉球政府に
通知す。外務省に通知す。右意見と準備

委員会に通知す。琉球政府に~~通知す~~
通知す。準備委員会に通知す。

琉球政府に~~通知す~~日本政府の意見の内容を
外務省に通知す。外務省は、右準備委員

会に日本政府代表を通じて、同委員会米國
政府代表に文書で通知す。

2. 事件問題に對する関係各府の態度。

(1) 事件問題に對する関係各府の態度は、

~~果決~~報告の通り、^{当初}琉球政府の独自の
権限で外務申請を処理して以上、右に於

申請書写し入手し

日本政府の意見を述べること。日本政府の
米國政府との無関係に存しうることを~~望む~~

考慮認識の通り、従って、その処理の経路に
ついて、日本政府に沖縄事務局(現沖縄事務局
各府庁(とくに、総務府及び通商省)は

局)一琉球政府に十分注意し、準備委員会に
通知することの行ふ態度である。

(2) その後、佐藤外、通商省、西山沖絶計筆重
同官中、外務省、大蔵省、戸塚省、

豊村省、沖絶計筆重、佐藤省、佐藤省
加藤省、佐藤省、佐藤省、佐藤省

正副副に往訪し、在沖米商工会議所の勸告
米商協会の顧問を説明し、(1)外省

申請処理に臨時政府に任せようとの意向
の米商協会の意向に、~~米商~~米商協会の

意向から、事件問題に重大な関心をもつこと
を、米商協会の意向に、~~米商協会の意向~~

問題(協会の意向に、(2)米商協会の意向
に、(3)米商協会の意向、(4)米商協会の意向

如、沖米事務局を通じて臨時政府と直接
交渉することについては、(5)米商協会の意向

政府と、11月21日以降、新規申請
外省に、(6)米商協会の意向、(7)米商協会の意向

当然、米商協会の意向に、(8)米商協会の意向
の意向に、(9)米商協会の意向、(10)米商協会の意向

臨時政府に通報する方針を、~~米商~~米商
にも通知し、特筆、日米間の交渉に入る

場合には、米商に、(11)米商協会の意向、(12)米商協会の意向

上、(13)米商協会の意向、(14)米商協会の意向

この出来事への態度を示し、(15)米商協会の意向、(16)米商協会の意向

の意向に、(17)米商協会の意向、(18)米商協会の意向

無視して、沖米事務局と臨時政府の直接交渉を
行なう場合には、(19)米商協会の意向、(20)米商協会の意向

待たず、(21)米商協会の意向、(22)米商協会の意向

日本政府の対米交渉上の立場は確保し
お(二との交渉)等と指摘した。

(1) 申請書(入札)経

(3) 以上の個別の協定を通じて、各省とも
準備委員会と交渉すること、及び(12) 日本政府の

琉球政府に対し任じた見解を半例に通報
して(二との交渉)等と指摘した。

(1) 重要は、直前交渉の他に、沖縄事務局を通じての交渉と
して(二との交渉)等と指摘した。
た(一) 本件に對し、お(二との交渉)等と指摘した。

個別申請案件についての

通産省は、日本側の見解と米例に通報する
ことにより、当該案件の処理と(二との交渉)等と指摘した。

の交渉に入らざるを得ないという見解の
態度を強く有している。(二との交渉)等と指摘した。

(1) 個別案件について日米間の交渉を
お(二との交渉)等と指摘した。

日米間の交渉という事態も当然に生じらる。
右は、申請書の入札経路と準備委員
会の意見の通報の

通すること(1) 沖決事務局を通じて
お(二との交渉)等と指摘した。

(3) 問題であること、(12) 日本に
お(二との交渉)等と指摘した。
1972年迄の間に日米両国間の交渉と
して(二との交渉)等と指摘した。

既に言った外資問題全般として
日本政府の立場、お(二との交渉)等と指摘した。

お(二との交渉)等と指摘した。
お(二との交渉)等と指摘した。

お(二との交渉)等と指摘した。
他示 総理府は、準備委員日政府付表の

任務と沖繩事務局の任務との適合という点の
その外若くは他向の点、臨時政府の

の範囲は、専ら沖繩事務局長の権限に及ぶ
として、~~準備委員会~~とC.I. 外申請処理

についての当方見解提示のルートとして、
沖繩事務局を通じてに国執しては、

また、大蔵省は、甚くは、当方の見解に
理解を示しつつも、外務省と総理府との権限

争いに巻き込まれた(その点の国地との関係は、
総理府に懸念を唱へる。他向の点。(他向
の議論は)

外資分科会出席の若手事務局員(当方にも同席
した発言は、その点) 等、二の外務省

と総理府との権限争いについては、超然として
従後をとりたうと、従後は、従後等々

好む点であり、総理府側は、その点と重なる点、
外資分科会出席の点、とC.I. 権限争い、
(当方にも)

議論の範囲を他向の点、

(4) 他方、総理府の事務処理のルートとして、

その点、各省担当官例に不備、声も挙げてあり
個例には、当方にも、外務省の中心に

その点処理しては、申し送りも、その点、
ことも事実である。

(私見)

上記の点、上記の通り、各省、態度を
十分考慮、上作成したものであり、但し、
その程度、各省とも、早急に、半例、3件
以降、実施に移し、実施を促して、準備委員会
を通じて、有効性を各省に示して、行くと
か、今後の外資問題と、その点、関係者
対策と、関係は、所以と、考へて、(7/19)

条約局長
 参事官
 条約課長
 法規課長
 総務参事官
 アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 北米第二課長

秘
 無期限

琉球政府側の外資申請書
 受理の入手及びその経路について
 45.5.16 米比 (佐藤)

標記の件に関し、佐藤の、琉球政府側から、
 北米第一課長に、~~北米第一課長~~ 大蔵省中蔵
 (部長)

参事官、大蔵省官中、外資課長、農林省中蔵、
 中蔵室長、参事官補佐と個別に協議した

結果、15日、本件関係事務処理に別
 添1の案に付して、関係省間の意見の一致

を外すとすべし、右に付して、(1) 外務省に
 別添案、1. 及び 5. の案についての了解を以て
 (米側)

(2) 佐藤の、山本総務局長に同行して訪中
 の際、現地関係方面の了解を以てすべし (特)

本件の沖縄事務局、琉球政府との
 非公式話合いに付して、沖縄事務局側

が、琉球政府 - 沖縄事務局の経
 路に別添申請書等の入手を行つての旨に

話を進められたことにも鑑み、申請書等の
 経路を準備する琉政事務所一同委

託政府代表事務所、経路変更可
 すること、琉球政府側の了解を以てす

べし、佐藤の、佐藤将京氏、外資分科会
 委員、別添1の事務処理案を正式に

採択すること、

7月2日、本件に関する米側の了解を得

ず、東郷局長、東京米國大使館、ST
 1-1-1 係に宛てた書簡を發出すること、

秘
無期限
別添
1

琉球政府よりの外資申請書写しの
入手及びその処理について(案)
昭和45. 5/5

1. 琉球政府が外資関係申請書を受領した場合は、直ちにその写し/部を、準備委員会顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所に送付する。
2. 日本政府代表事務所は、上記写しを入手の上直ちにその要点を外務省に電報するとともに、上記写しを外務省及び沖縄北方対策庁沖縄事務局(以下「沖縄事務局」という。)に送付する。
3. 外務省は、上記2の電報入手の上は、直ちにその写しを総理府沖縄北方対策庁(以下「対策庁」という。)に送付するとともに、申請書写しを入手の上は、上記を直ちに対策庁に送付する。
4. 対策庁は、申請書写し入手の上は、直ちに写しを作成の上外資分科会メンバーたる各管庁に各/部送付する。
5. 対策庁(外資分科会)は、当該申請処理に関

たふ、このため、上記の別添2の素文に
刊 在 京 米 國 大 使 館 側 の 意 向 を 拜 名 式 に
訂 論 有 子 一 々 記 述 した い 。 但 し 同 素 末 尾 の
琉 球 政 府 の 意 向 確 認 の 矣 、 表 現 方 法 に つ い て
は 琉 球 政 府 側 の 意 向 確 認 方 法 と 向 け 分 野 の
あ る の 2 種 類 有 理 地 2 種 類 顧 問 所 内 付 録 等
と 非 公 式 的 話 合 の 2 種 類 有 理 地 2 種 類 有 理 地 2 種 類

する関係各省庁の意見を取りまとめの上、準備委員会における琉球政府よりの申請書入手の日より1カ月以内に上記意見を沖縄事務局を通じて琉球政府に通知するとともに、外務省を通じて上記意見を米側に通報する。外務省は上記意見を準備委員会日本政府代表のルートを通じて、同委員会米國政府代表に文書で通知する。

6. 上記日本政府意見を米國政府に対し通報するにあつては、米側との個別案件毎の対米交渉を遅延せざるよう通報方法につき配慮する。

秘
無期限

琉球政府よりの外資申請書写しの
入手及びその処理について(案)

昭和45. 5. 14

1. 琉球政府が外資関係申請書を受領した場合は、直ちにその写し/部を、準備委員会の顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所に送付する。
2. 日本政府代表事務所は、上記写しを入手の上直ちにその要点を外務省に電報するとともに、上記写しを外務省及び沖縄北方対策庁沖縄事務局(以下「沖縄事務局」という。)に送付する。
3. 外務省は、上記2の電報入手の上は、直ちにその写しを総理府沖縄北方対策庁(以下「対策庁」という。)及び外資分科会の構成メンバーたる大蔵省、関係事業所管省及び公正取引委員会に送付するとともに、申請書写しを入手の上は、上記を直ちに対策庁に送付する。
4. 対策庁は、申請書写し入手の上は、直ちに写しを作成の上外資分科会メンバーたる各省庁に各/部送付する。

5. 対策庁（外資分科会）は、当該申請処理に関する関係各省庁の意見をとりまとめの上、上記を外務省に通報し、外務省は上記を直ちに準備委員会日本政府代表部を通じ、同委員会顧問（琉球政府）事務所に文書で通報し、同時に同委員会米国政府代表に上記意見を通報する（コピーを送付する。）。その際、対策庁が申請書を入手した日より1カ月以内に日本政府の意見を琉球政府に通報する。

（なお、その間において日本政府が琉球政府と行なり非公式調整は、沖縄事務局を通じて行なりものとする。）

6. 上記日本政府意見を米国政府に対し通報するにあたっては、米側との個別案件毎の対米交渉を惹起せざるよう通報方法につき配慮する。

Confidential

(Draft, 4/2/70)

Tokyo, April , 1970

Dear Minister Sneider:

In order to ensure orderly and stable transition in the economic and commercial fields in Okinawa through preparatory work for the reversion of administrative rights to Japan, a task for which the Preparatory Commission is particularly well-qualified, I would like to make the following proposal concerning procedural arrangements with regard to United States business interests applying, after this date, for licenses from the Government of the Ryukyu Islands under the Ryukyuan Foreign Investment Law:

1. Copies of applications shall be provided to the Preparatory Commission by the Government of the Ryukyu Islands. The Preparatory Commission shall cause the Japanese Representative to the Commission to send such copies to the Government of Japan.

2.

Mr. Richard L. Sneider,
Minister,
Embassy of the United States of America,
Tokyo.

2. If, after receipt of such copies, the Government of Japan wishes to express its views on the application in question, such views shall be sent in writing through the Japanese Representative to the Preparatory Commission which shall transmit them to the Government of the Ryukyu Islands.

3. The Preparatory Commission may hold discussions as necessary on such applications or views.

I would appreciate your views, as well as those of the appropriate authorities of the Government of the Ryukyu Islands on the above proposal.

Sincerely,

Fumihiko Togo
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.